

黙示の同意を得る事項について（個人情報の第三者への提供）

個人情報保護法では個人情報取扱事業者（きつこう会健保組合）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

下記事項については、いずれも第三者への情報提供に該当するため本来は本人の同意が必要となります。

個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、又は事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては〔黙示的な同意〕が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当健康保険組合では、下記事項について、特段の申出がない場合は、黙示的な包括的な同意をいただいたものとしします。

同意をいただけない場合は、同意できない理由等を記載し書面又はメール/お電話にてきつこう会健康保険組合にお申し出ください。

なお 同意、不同意又は留保は、本人からの申出によりいつでも変更することができます。

記

1. 「給付決定通知書」「医療費/減額等通知」を世帯まとめて被保険者に通知すること。